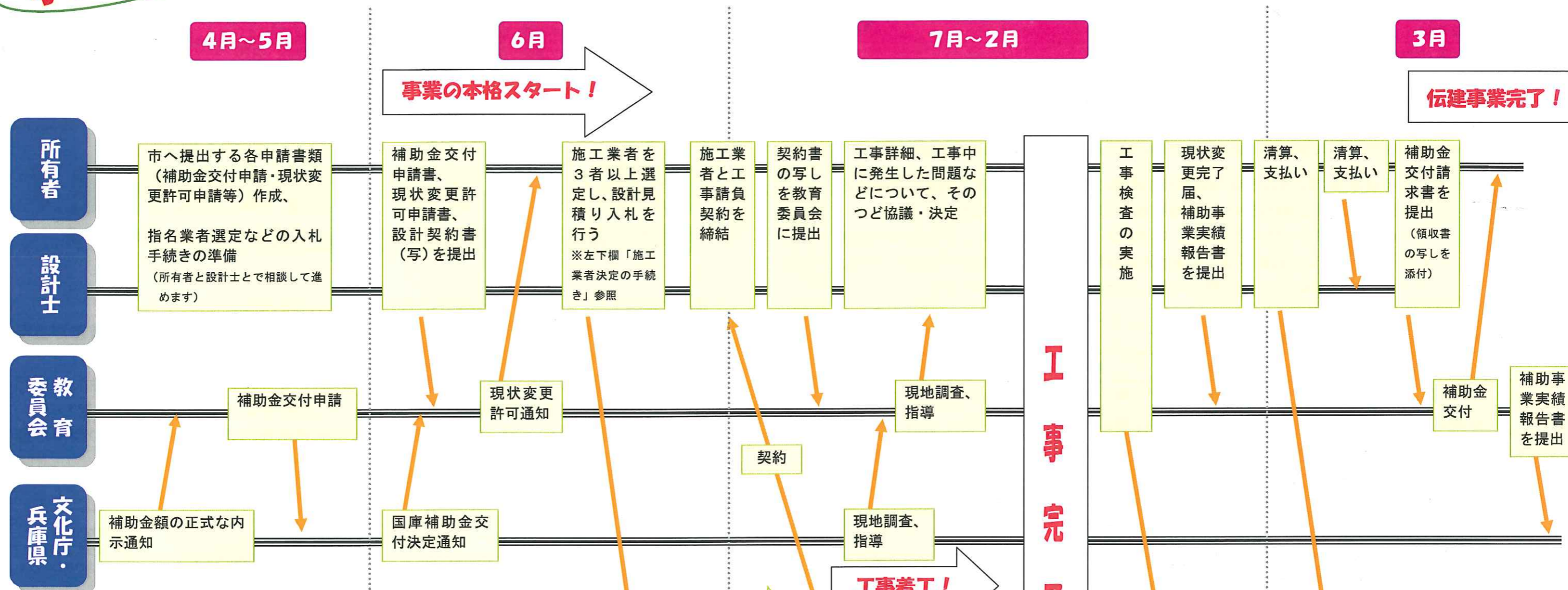


事業実施年度

伝建地区保存修理(修景)事業実施年度の流れ(予定)

前号に引き続き、今月は事業(工事)実施年度の流れについて、各機関との連携を図示してお知らせします。
(今後変更することもあります。)



【施工業者決定の手続きについて】

- 施工業者は、設計士の協力のもと、所有者が指名競争入札を行うことによって決定します。
- 所有者と設計士が協議のうえ、「出石城下町まちなみ保存協力建築業者登録名簿」(4ページ参照)から3者以上の業者を選定します。
※「親戚に建築業者がいて、入札に参加させたい」などの場合、事情によっては登録名簿以外の業者でも入札に参加できることがあります。
- 実施設計額をもとに、所有者と設計士が協議して「予定価格」(入札の上限額)を決定します。
- 見積依頼書と金額欄を空白にした設計書、図面類を選定業者に送付します。
- 所有者と設計士立会いのもと、提出された設計見積書を開札し、設計見積書の個別金額などから設計意図が十分に伝わっているか確認のうえ、予定金額以下で最低金額を提示した業者を施工業者に決定します。

出石城下町
まちなみ
保存協力
建築業者

(4ページ参照)

入札により
施工業者
決定!

施工業者

まちなみ保存会
まちなみ設計士会

(1ページ参照)

ややこしいようですが、事務は設計士さんが行いますので、所有者は考えを設計士さんに伝えるだけで大丈夫です!

前号及び今号で伝建事業の流れをお知らせいたしましたが、いかがでしょうか。

ご覧のとおり、所有者と市教委だけではなく、審議会、保存会、設計士会、登録施工業者、そして文化庁や県教委など、みんなで協力しあって、スクラムを組むように一丸となることで伝建事業は進んでいきます。

このあたりが「伝建制度はまちづくりの制度」といわれるゆえんなのですね。